

那珂市耐震改修促進計画
(改定版)

令和4年度～令和7年度

令和4年3月

那珂市

目 次

はじめに

- 1. 計画の目的と改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 上位計画との関係と本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 本計画の対象とする区域及び建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 1. 想定される地震の規模及び被害予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2. 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 3. 耐震改修等の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - 1. 基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - 2. 耐震診断・改修を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - 3. 耐震化促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - 4. 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - 5. 建築物の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 - 1. 情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
 - 2. リフォームにあわせた耐震改修の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
 - 3. 自治会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
 - 1. 耐震改修促進法による指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - 2. 建築基準法による指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8

資料1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

資料2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0

資料3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

はじめに

1. 計画の目的と改定の背景

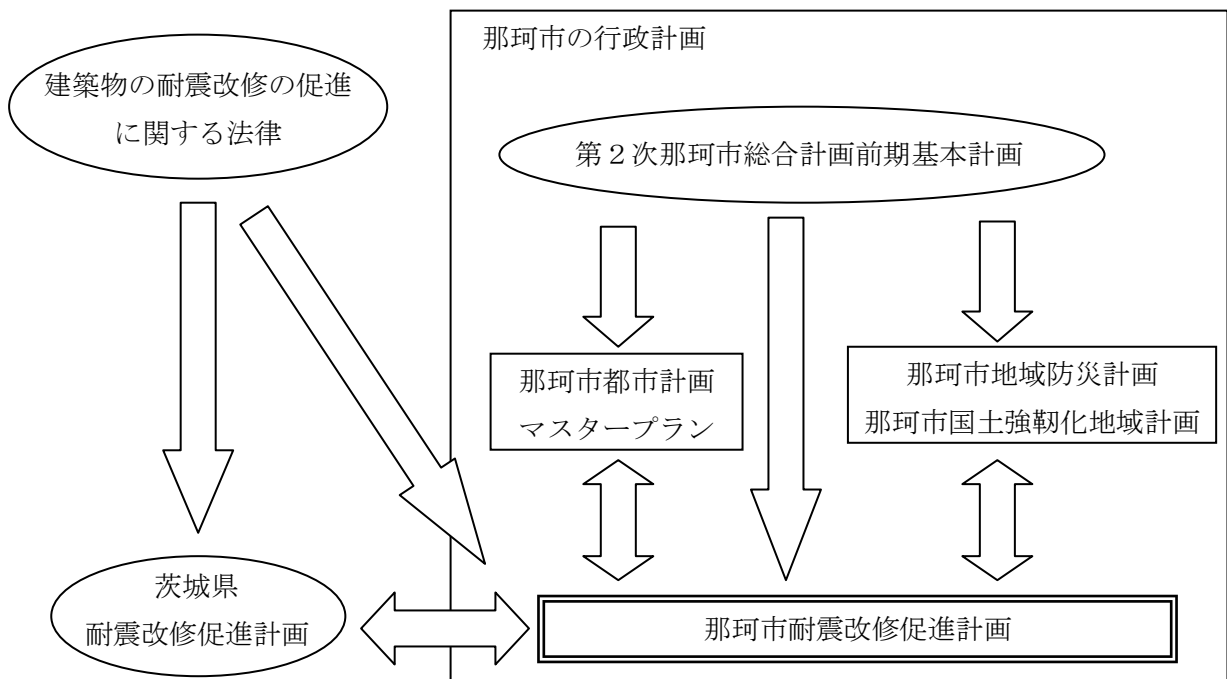
那珂市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的に策定します。

国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）の改正を、また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成30年11月には、耐震改修促進法施行令の改正を行っています。こうした背景を踏まえるとともに、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和3年12月21日、国土交通省告示第1537号。以下「基本方針」という。）及び上位計画である「茨城県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。令和3年度改定予定）の改定に基づき、本計画を改定し、耐震化の更なる促進を図ります。

2. 上位計画との関係と本計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づく耐震改修促進計画として策定します。なお、策定にあたっては、「第2次那珂市総合計画前期基本計画」、「那珂市都市計画マスタープラン」及び「那珂市地域防災計画」等との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

■上位計画との関係



■那珂市行政計画における建築物の耐震化に関する位置づけ

●第2次那珂市総合計画前期基本計画

第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり 施策1 災害に強いまちをつくる 基本事業ごとの方針 関連する市の計画として、市耐震改修促進計画が位置づけられています。

●那珂市都市計画マスタープラン

第IV章 分野別方針 5 安心して暮らせる都市環境の創造に関する方針 (5) 市街地等における防災性の向上 において、建築物等の耐震化の促進について位置づけられています。

●那珂市地域防災計画及び那珂市国土強靱化地域計画

那珂市地域防災計画及び那珂市国土強靱化地域計画では、地震等災害による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していくことが位置づけられています。

なお、本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係は以下のとおりです。



目標 11[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

3. 本計画の対象とする区域及び建築物

本計画の対象区域は那珂市全域とします。

対象とする建築物は、原則として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築された住宅・建築物のうち、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物とします。

(1) 住宅

特定建築物以外の一戸建て住宅、共同住宅、長屋建て住宅等

(2) 特定建築物等*

ア. 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

イ. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ. 地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして、本計画に記載された道路の敷地が接する建築物

(3) 市有の特定建築物等

市有の対象とする建築物は、特定建築物等に加え防災拠点に位置づけられる施設と学校や幼稚園など多数の者が利用する機会が多い施設で、階数2階以上又は200㎡超のもの

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

4. 計画期間

本計画では、県計画を踏まえ令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

※ 特定建築物とは、耐震改修促進法第14条に定められる特定既存耐震不適格建築物を指します(資料1参照)。耐震化率を求めると、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めたものを「特定建築物等」と呼ぶこととします。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

◆概要

計画の概要

- 1. 想定される地震の規模及び被害予測**
 - 本計画の対象とする地震は、県計画に用いられた茨城県地震被害想定調査報告書(平成30年12月)において、本市において被害が予測されている想定地震とします。
 - 市内で観測される最大震度は、震度6弱と予測されています。
- 2. 耐震化の現状**
 - 市内に約1万7千戸存在する住宅の耐震化率は、平成30年度末における推計値で85.9%となっています。
 - 病院、ホテル、店舗等の多くの人が集まる民間の特定建築物等の耐震化率は、92.3%となっています。
 - 小・中学校、市営住宅、庁舎、体育館等の市有の特定建築物等の耐震化率は、100.0%となっています。
- 3. 耐震改修等の目標の設定**

建築物の耐震化の目標を、県計画に基づき次のとおりとする。

 - 住宅は、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。
 - 住宅以外の建築物は、令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。
 - 耐震診断義務付け対象建築物以外の耐震性が不十分な特定建築物については令和12年度までに概ね解消する。

1. 想定される地震の規模及び被害予測

(1) 茨城県で想定される地震（震源）

茨城県地震被害想定調査（平成30年12月公表）では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県に大きな被害をもたらすおそれのある地震を想定しています。

ア 茨城県における過去の地震災害による被害をまとめたものが下表です。

茨城県における過去の地震災害による被害状況*

発生日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
昭和 47.2.29(1972)	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和 49.8.4(1974)	茨城県南部	5.8	4	死者 1、負傷者 1 瓦の落下十数件/震央付近
昭和 53.6.12(1978)	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和 57.7.23(1982)	茨城県沖	7.0	4	住家屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和 58.2.27(1983)	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損 9、水道管破損 7 壁の亀裂・剥落等
昭和 62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 4、住家一部破損 1,259
平成 2.5.3(1990)	茨城県北部	5.4	4	負傷者 2、文教施設被害、鉄道不通
平成 5.5.21(1993)	茨城県南部	5.4	3	住家被害 57、鉄道不通
平成 7.1.7(1995)	茨城県南部	5.4	4	断水 250、窓ガラス破損 2、鉄道不通
平成 12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5 弱	断水 26、瓦の落下及び破損 各 1
平成 14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1、文教施設被害 12
平成 14.6.14(2002)	茨城県南部	5.1	4	負傷者 1、ブロック塀破損 4 建物被害 8、塀倒壊 5
平成 17.2.16(2005)	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷者 7、ブロック塀倒壊 1
平成 20.5.8(2008)	茨城県沖	7.0	5 弱	負傷者 1、住家一部破損 7 工場でガス漏れ
平成 23.3.11(2011)	三陸沖 他 (東北地方太平洋沖地震) ※東日本大震災	9.0	6 強	死者 66、行方不明 1、負傷者 714 住家全壊 2,634、住家半壊 24,995 住家一部破損 191,490 住家床上浸水 75、住家床下浸水 624
平成 23.4.11(2011)	福島県浜通り	7.0	6 弱	負傷者 4
平成 23.4.16(2011)	茨城県南部	5.9	5 強	負傷者 2
平成 23.7.31(2011)	福島県沖	6.5	5 弱	負傷者 5
平成 24.12.7(2012)	三陸沖	7.3	5 弱	負傷者 2、非住家被害 3
平成 28.11.22(2016)	福島県沖	7.4	5 弱	住家一部破損 2
平成 28.12.28(2016)	茨城県北部	6.3	6 弱	負傷者 2 住家半壊 1、住家一部破損 25
平成 29.8.2(2017)	茨城県北部	5.5	4	負傷者 2
令和 3.2.13(2021)	福島県沖	7.3	5 弱	負傷者 3

* 出典：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」(2021年2月現在)、県計画

イ 本計画で想定する地震の規模及び被害予測

本計画で想定する地震は、県計画に用いられた茨城県地震被害想定調査において示されている本市に被害が予測されている想定地震とします（資料2参照）。

地震想定	地震規模	市内の最大震度
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(県北部の活断層による地震の被害)	Mw7.1	6弱
棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震(県北部の活断層による地震の被害)	Mw7.0	6弱
太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	6弱
茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	6弱

資料)平成30年12月茨城県地震被害想定調査 詳細報告書

茨城県地震被害想定調査において、本市で最も建築物の被害が多いとされる太平洋プレート内の地震(北部)時の被害状況を次に示します。

被害項目	被害数[棟、人]
建物被害	
全壊	50棟
半壊	820棟
建物倒壊による人的被害	
死者	10人
負傷者	120人
重傷者	10人

出典:茨城県地震被害想定調査報告書 平成30年3月

< 参 考 >

なお、那珂市地域防災計画では、内閣府の地震被害想定システム(Quake)を利用して本市における被害想定をしています。それによれば、市内で最大震度7となる地震を想定した場合の市における被害について、全壊建物約2,200棟、死者約150人という結果が得られています。

2. 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成30年度末時点における住宅の耐震化の状況を推計*した結果が、以下のとおりです。

一戸建て住宅は、新耐震基準（昭和57年以降）で建てられた棟数に、旧耐震基準（昭和56年以前）のうち耐震性があると推計される建築物**を加えた85.4%が耐震化率と推計されます。共同住宅等は、同様に新耐震基準で建てられた棟数に、旧耐震基準のうち耐震性があると推計される建築物を加えた99.8%が耐震化率と推計されます。

以上の合計により、住宅の耐震化率は、85.9%となっています。

市内の住宅の耐震化状況(平成30年度末時点推計)

	総数	旧耐震基準の住宅数		新耐震基準 の住宅数 C	耐震性 のある 住宅数 A+B+C	耐震化率	
		計	うち、耐震性 があるもの A				うち、耐震 改修済 B
一戸建て住宅	17,210	5,007	1,747	745	12,203	14,695	85.4%
共同住宅・ 長屋建て住宅	584	13	12	0	571	583	99.8%
合計	17,794	5,020	1,759	745	12,774	15,278	85.9%

(2) 民間建築物における耐震化の現状

民間の特定建築物等の耐震化の状況については、以下のとおりです。

民間特定建築物等の耐震化状況(令和2年度末時点)

	総数	旧耐震基準の建築物数		新耐震基準 の建築物数	耐震性のある 特定建築物等 の数	耐震化率
		総数	うち、耐震性 があるもの			
学校	2	0	0	2	2	100.0%
病院・診療所	9	0	0	9	9	100.0%
社会福祉施設	9	0	0	9	9	100.0%
ホテル・旅館	1	0	0	1	1	100.0%
賃貸共同住宅	1	1	0	0	0	0.0%
事務所	1	0	0	1	1	100.0%
その他	16	2	0	14	14	87.5%
合計	39	3	0	36	36	92.3%

* 平成30年度の住宅・土地統計調査と市家屋課税台帳をもとに推計しています。

** 旧耐震基準のうち耐震性があると推計される建築物の数は、県計画で推計(平成30年の数値に基づく)された割合(一戸建て住宅34.9%、共同住宅等94.9%)により推計しています。

(3) 市有の特定建築物等における耐震化の現状

令和2年度末時点における市有の特定建築物等の耐震化の状況は以下のとおりです。

市有の特定建築物等の耐震化状況(令和2年度末時点)

	総数	旧耐震基準の建築物数		新耐震基準 の建築物 C	耐震性の ある対象 建築物数 A+B+C	耐震化が 必要な対 象建築物	耐震化率	
		計	うち、耐震性 があるもの A					うち、耐震 改修済 B
小・中学校	58	27	5	22	31	58	0	100.0%
幼稚園・保育園	3	1	1	0	2	3	0	100.0%
社会福祉施設	1	0	0	0	1	1	0	100.0%
市営住宅	2	0	0	0	2	2	0	100.0%
庁舎・公民館等	20	6	4	2	14	20	0	100.0%
合計	84	34	10	24	50	84	0	100.0%

3. 耐震改修等の目標設定

(1) 目標設定の基本的考え方

建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、市有の特定建築物等の耐震化の推進、民間事業者への指導、市民への啓発活動・支援施策等を通じて推進します。

また、基本方針及び県計画に基づき、耐震化の目標を次のとおりとします。

○住宅

- ・令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。

○住宅以外の建築物

- ・令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物*を概ね解消する。
- ・耐震診断義務付け対象建築物以外の耐震性が不十分な特定建築物については、令和12年度までに概ね解消する。

(2) 住宅における耐震化の目標

先に示した平成30年度末時点における耐震化の現状をもとに、建替えや耐震改修が現状ペースで進むものと想定した場合は、令和3年度末時点の耐震化率は、87.9%になると推計されます。

市内の住宅の耐震性の状況(令和3年度末時点推計)

	総数	旧耐震基準の住宅数		新耐震基準 の住宅数 C	耐震性の ある 住宅数 A+B+C	耐震化率	
		計	うち、耐震性 があるもの A				うち、耐震 改修済 B
一戸建て住宅	17,528	4,702	1,641	863	12,826	15,330	87.5%
共同住宅・長屋建て住宅	619	12	11	0	607	618	99.8%
合計	18,147	4,714	1,652	863	13,433	15,948	87.9%

住宅は、日常生活を営むうえで最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。したがって、住宅の耐震化率は、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

なお、目標達成に向けての中間値として令和7年度に耐震化率95%としますが、現状のままでは令和7年度時点の耐震化率は90.5%と推計され、耐震改修等を促進するような施策を講じて、耐震化促進策を推進することにより、95%に向上するように努めます。

* 要安全確認計画記載建築物(法第5条第3項第一号・第二号、第6条第3項第一号)又は要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)をいう。

(3) 住宅以外の建築物における耐震化の目標

民間の住宅以外の建築物については、国の基本方針や県計画を踏まえ、県と連携し指導及び助言等を実施することなどにより、令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としますが、市内には対象建築物が存しないため、既に目標は達成されています。それ以外の耐震性が不十分な特定建築物については、令和12年度までに概ね解消することを目標とします。

市有の特定建築物等については、先に示したとおり耐震化率100%を達成しています。

特定建築物等の耐震化の目標(令和12年度)

		民間	
		現状	目標
学校	小・中・学校、付属体育館等	100.0%	-
病院・診療所	病院、診療所	100.0%	-
社会福祉施設等	老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者福祉施設等	100.0%	-
ホテル・旅館等	ホテル、旅館	100.0%	-
賃貸共同住宅	賃貸共同住宅、寄宿舎等	0.0%	解 消
事務所	保健所その他公益上必要な建築物	100.0%	-
その他	民間事業所、倉庫、工場等	87.5%	概ね解消
合 計		92.3%	概ね解消

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

◆概要

計画の概要

1. **基本的な取組み方針**
 - 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
 - 行政(国・県・市)は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。
2. **耐震診断・改修を図るための支援策**
 - 助成や融資等により、耐震診断・改修の取組みを支援します。
 - 建築物の耐震化にかかる人材育成のための事業を実施します。
3. **耐震化促進のための環境整備**
 - 住宅・耐震リフォームアドバイザーの登録リストを公表します。
 - 相談窓口を設置します。
 - 市広報紙やホームページ等による情報提供をします。
4. **地震発生時に通行を確保すべき道路**
 - 県計画で、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び3号に基づき、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として、耐震診断義務付け道路と耐震化努力義務道路を位置づけています。
5. **建築物の総合的な安全対策**
 - 危険ブロック塀等の倒壊防止対策を支援します。

1. 基本的な取組み方針

(1) 関係主体の役割分担

耐震診断及び耐震改修の促進にあたっては、次の事項を重視して進めることとします。

ア. 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任において、その安全性を確保します。

イ. 行政（国・県・市）は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援を実施します。

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

■市

- ・ 県と連携し、耐震改修促進に向け必要な具体的施策に取り組みます。
- ・ 住民に対し、地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性確保の必要性について啓発するための諸策を講じます。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努めます。

■建築関係団体

- ・ 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- ・ 地域住民への情報公開、意識啓発活動等に取り組みます。

■建物所有者

- ・ 自らの責任において、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うとともに、建築物内外の設備等含めた安全性の確保に努めます。
- ・ 地域の安全性向上の主体としての意識を高く持ち、自らが所有する建築物の耐震化に向けて行動します。

2. 耐震診断・改修を図るための支援策

(1) 助成

建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。

ア. 耐震診断・耐震改修に対する助成制度

- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業【国】
- ・ 茨城県木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業【県】
- ・ 那珂市木造住宅・ブロック塀等耐震化推進事業【市】

イ. 耐震診断・耐震改修に対する融資制度

- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構（リフォーム融資等）

ウ. 耐震改修に対する税の特例措置

- ・既存住宅に係る耐震改修促進税制

(2) 人材の育成

耐震改修等の実施にあたって必要な人材等を育成し、耐震改修等の円滑な実施に備えます。

ア. 木造住宅耐震診断士の養成【県】

イ. 住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成【県】

ウ. 自主防災組織等のリーダーの育成（いばらき防災大学）

3. 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。

したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表

住宅リフォームを計画している市民の方々が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、また、地震時の減災害対策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県で登録を行っている住宅耐震リフォームアドバイザーの登録リストの公表・周知に努めます。

(2) 相談窓口の設置

那珂市建設部都市計画課において相談に応じます。

(3) 情報の提供

市広報紙やホームページ等による情報提供等を行います。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路

県では、大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として、耐震診断義務付け道路と耐震化努力義務道路を位置づけています（資料3参照）。市にあっては、対象となる沿道建築物の耐震化を県と連携して進めていきます。

5. 建築物の総合的な安全対策

市内の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず、建築物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策を採ることが重要です。そのため、以下の安全対策を推進します。

・ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。

市ではブロック塀等の倒壊の危険性や点検方法を、市民や建築物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の配布、市報及びホームページでの情報提供を行います。

また、避難路沿道の倒壊のおそれのあるブロック塀等については那珂市木造住宅・ブロック塀等耐震化推進事業で除却費用の一部を補助します。

※倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に関する補助事業の対象となる避難路等は、次に定めるものとします。(ただし、3については建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に定める道路とならない私道を除き、かつ、避難経路について合理的であると市長が認めるもの。)

1. 市内の各学校が、児童生徒等の通学路として定める道路
2. 地域防災計画に位置付けられる緊急輸送道路
3. 市内の住宅又は事業所から地域防災計画で指定する避難所へ至る道路

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

◆概要

計画の概要

- 1. 情報提供の充実**
 - 相談窓口において耐震に関する相談に応じると共に、パンフレットの配布、広報紙やホームページへの掲載、ポスターの掲示など様々な情報提供を行います。
 - 県と連携し、地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報提供ができるようセミナー参加への呼びかけを行うなど耐震に関する啓発に努めます。
- 2. リフォームにあわせた耐震改修の促進**
 - リフォームは、耐震改修の絶好の機会であることから、そのメリット等について啓発するための取組を進めます。
- 3. 自治会との連携**
 - 地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、自治会との連携を図ります。

1. 情報提供の充実

相談窓口において耐震診断及び耐震改修に関する相談に応じると共に、パンフレットの配布、広報紙やホームページへの掲載、ポスターの掲示等により、耐震に関する情報を提供していきます。

また、県と連携し地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報の提供ができるようセミナー参加への呼びかけを行うなど、耐震診断及び耐震改修の重要性に関する啓発に努めます。

2. リフォームにあわせた耐震改修の促進

住宅の増改築やリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことはより効果的ですが、一方でリフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど不安材料もあります。

それらの不安を解消するため、住宅リフォーム等を計画している住民が、適切な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、リフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。

3. 自治会との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であり、防災訓練や危険箇所の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、自治会との連携を図ります。

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

◆概要

計画の概要

- 1. 耐震改修促進法による指導等**
 - 本市の所管行政庁である県は、特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。市は、県と連携を図り対応を行います。
 - 本市の所管行政庁である県は、一定規模以上の特定建築物について、必要な耐震診断・改修が実施されていない場合は、耐震改修促進法に基づき、建築物所有者に指示等の対応を行います。市は、県と連携を図り対応を行います。
 - 本市の所管行政庁である県は、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づきその旨を公表します。

- 2. 建築基準法による指導等**
 - 公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合は、県と連携を図りながら建築基準法に基づき当該建築物の除却・改築・修繕等を行うよう指導等の対応を行います。
 - 損傷・腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、県と連携を図りながら建築基準法に基づき勧告・命令等の対応を行います。

1. 耐震改修促進法による指導等

(1) 指導・助言の実施

本市の所管行政庁である県は特定既存耐震不適格建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、その所有者に必要な指導・助言を行うものとしていることから、市は県と連携を図り対応を行います。

■指導・助言の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物の定義に基づくものとします。これらの建築物は、資料1の「特定既存耐震不適格建築物の規模要件」を満たす建築物です。

(2) 指示の実施

本市の所管行政庁である県は、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（資料1参照）については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法第15条第2項に基づきその所有者に対して必要な指示を行います。市は、県と連携を図り対応を行います。

■指示の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物の定義に基づくものとします。これらの建築物は、資料1の「指示対象建築物」に示される建築物です。

(3) 指示に従わない場合の公表

(2)の指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由無く、その指示に従わなかったときは、本市の所管行政庁である県が耐震改修促進法第15条第3項に基づき、その旨を公表していきます。

2. 建築基準法による指導等

県計画では、県が公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁に同じ）は、建築基準法第10条第3項に基づき、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令することとされています。

本市においても、市内の安全なまちづくりの推進のため、所管行政庁である県と連携を図りながら対応していきます。

また、損傷、腐食、その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物について、特定行政庁は、建築基準法第10条第1項に基づき除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行い、また同条第2項に基づく命令を行うこととされており、本市においても同様に所管行政庁である県と連携を図りながら対応していきます。

資料1 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物【法第14条】		
		指導・助言対象 【法第15条第1項】	指示対象建築物 【法第15条第2項】	耐震診断義務付け対象建築物 (要緊急安全確認大規模建築物) 【法附則第3条】
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住居に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上

※特定既存耐震不適格建築物とは、用途や規模要件に該当し、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物(新耐震基準(昭和56年6月1日施行)前に建築された建築物)をいう。

資料2 本計画で想定する地震

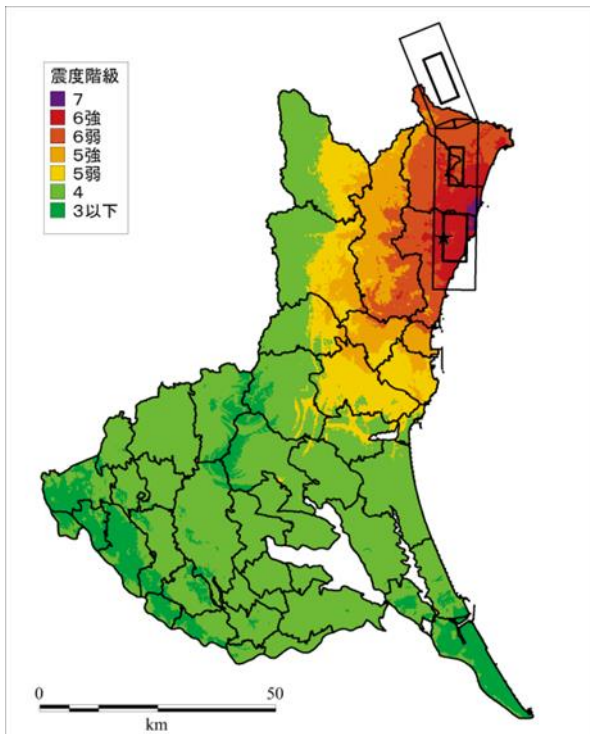


図 1-1 F 1 断層などの連動の地震の地表震度分布

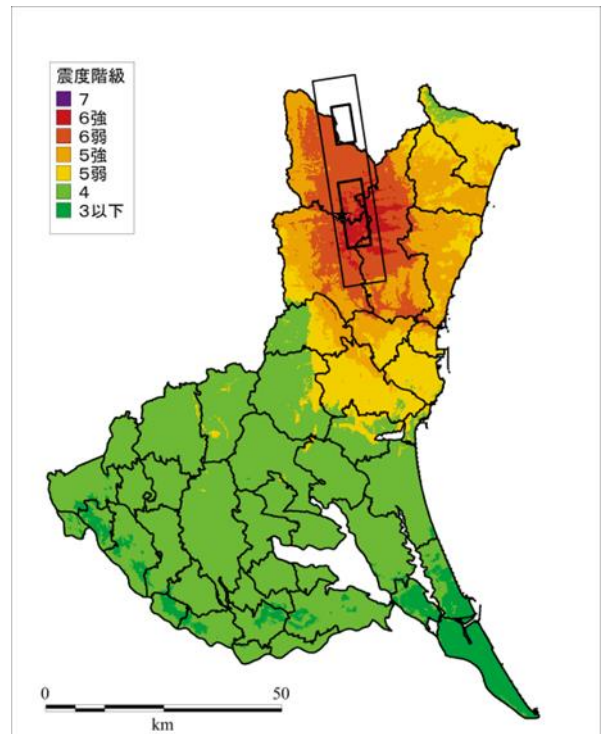


図 1-2 棚倉破砕帯東縁断層などの連動の地震の地表震度分布

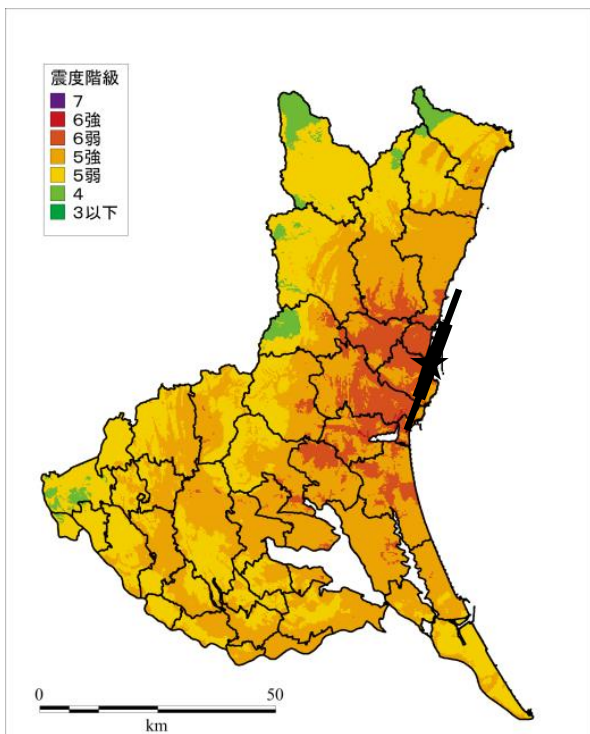


図 1-3 太平洋プレート内の地震（北部）の地表震度分布

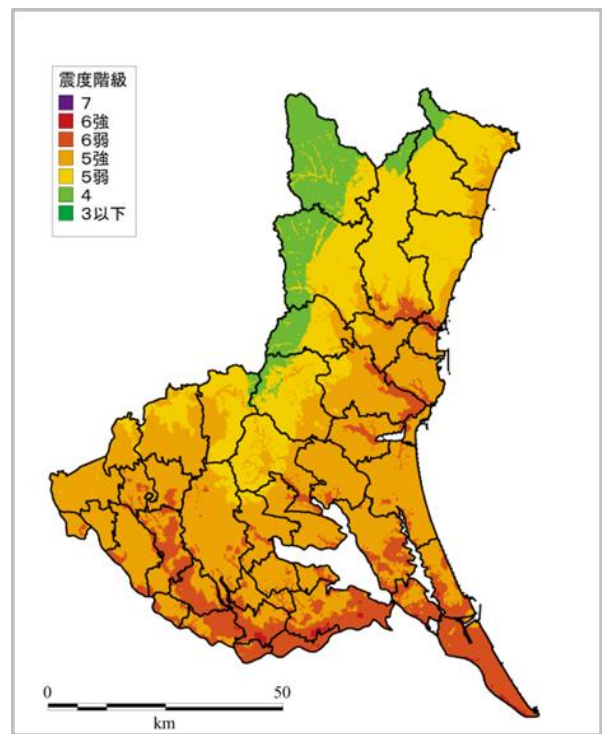


図 1-4 茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布

出典：茨城県地震被害想定調査報告書 平成30年3月

県計画で位置づけられた市内の耐震診断義務付け道路【法第5条第3項二号】

沿道の通行障害既存耐震不適格建築物*（所有者に意見を聴いたものが対象）に耐震診断を義務付けています。

●広域の緊急輸送を担う交通軸

道路種別	道路名称
高速自動車国道	常磐自動車道
一般国道	国道6号

●広域の緊急輸送を担う交通軸から重要拠点へのアクセス道路

重要拠点名称	アクセス	重要拠点の選定根拠
道の駅 奥久慈大子	常磐自動車道 那珂 IC ↓ (主要地方道 那珂インター線) 飯田下新田交差点 ↓ (国道118号) 常陸大宮市境	茨城県地域防災計画において広域防災拠点に位置付けられた道の駅

県計画で位置づけられた市内の耐震化努力義務道路【法第5条第3項三号】

茨城県地域防災計画に位置付ける第一次・第二次・第三次緊急輸送道路のうち耐震診断義務付け道路を除く道路の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物に耐震診断や耐震改修の努力義務を課しています。

路線名	起点側	終点側	備考
国道118号	水戸市境	飯田下新田交差点	第一次緊急輸送道路
国道349号	水戸市境	常陸太田市境	第一次緊急輸送道路
主要地方道 那珂湊那珂線	ひたちなか市境	豊喰国道118号交差	第一次緊急輸送道路
一般県道 菅谷小原内水戸線	菅谷堀ノ内交差点	後台駒潜交差点	第一次緊急輸送道路
那珂市道 6-17号線	後台駒潜交差点	飯田押敷交差点	第一次緊急輸送道路
那珂市道 6-18号線	ひたちなか市境	菅谷堀ノ内交差点	第一次緊急輸送道路
主要地方道 日立笠間線	常陸太田市境	瓜連平野台団地入口交差点	第二次緊急輸送道路
主要地方道 日立笠間線	城里町境	瓜連静入口交差点	第二次緊急輸送道路
主要地方道 瓜連馬渡線	福田那珂インター線交差	菅谷杉原交差点	第三次緊急輸送道路
那珂市道 60021号線、82634号線	鴻巣瓜連馬渡線交差	那珂市役所	第三次緊急輸送道路
那珂市道 6-0023号線	菅谷鷺内ひばりヶ丘交差点	小豆畑病院	第三次緊急輸送道路
那珂市道 8-2743号線	豊喰国道118号交差	水戸市境	第三次緊急輸送道路

※国道118号の飯田下新田交差点から常陸大宮市境については耐震診断義務付け道路に位置付け

*地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。